

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>（休職の効果）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>（休職の効果）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下の期間とし、この期間においては、給料の月額(<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額(ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年ふじみ野市条例第 号)第2条第4項若しくは第5項又は第3条の報酬の基本額に限る。)</u>)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下の期間とし、この期間においては、給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>イ <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>ロ <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>ハ <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>ニ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ヒ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場

合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か

月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

#### 第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

#### 第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

- 2 給与条例第12条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

- 2 給与条例第12条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条 削除

(部分休業の承認)

第10条 部分休業の承認は、ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第27号)第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間、育児休業、介護休業又は介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の2及びふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第27号)第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条



和元年ふじみ野市条例第 号)第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及びふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第8条の規定により規則で定めた会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

ふじみ野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

改正案	現行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業の状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業の状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第7項関係）

改正案				現行			
別表(第1条関係)				別表(第1条関係)			
職名	区分	単位	報酬額(円)	職名	区分	単位	報酬額(円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				建築紛争相談員		日額	21,000
				建築営繕専門員		日額	15,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				教育相談員		日額	9,000
				教育心理相談員		日額	12,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				介護保険料徴収嘱託員	基本額	月額	54,000
					徴収金割	現年度分については徴収金額の100分の4	
						滞納繰越分については徴収金額の100分の6	
					納付指導	口座振替 手続代行1件	2,000
				保育料徴収嘱託員	基本額	月額	51,500
					徴収件割	1件	300
					納付指導	口座振替 手続代行1件	2,000
				市税徴収指導員		月額	175,000



				介護認定調査員		日額	8,400
						半日額	4,200
				ケアプラン点検・相談員	主任介護支援専門員	日額	10,000
						半日額	5,000
					介護支援専門員	日額	8,400
						半日額	4,200
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				市民活動コーディネーター		月額	130,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				中国残留邦人支援・相談員		日額	9,360
				宿日直業務員		月額	12,000
						半月額	6,000
統計調査員	予算の範囲内で市長が定める額			統計調査員	予算の範囲内で市長が定める額		
				嘱託員			
				教育委員会嘱託員			

ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第8項関係）

改正案	現行
<p><u>（会計年度任用職員の給与）</u>  <u>第12条の5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</u></p>	<p><u>（臨時又は非常勤の職員の給与）</u>  <u>第12条の5 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。</u>  <u>2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の手当のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（附則第9項関係）

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第19条において単に「会計年度任用職員」という。)</u>及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員についての適用除外等)</u></p> <p>第19条 <u>第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、第11条、第12条及び第14条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第13条の規定は、任期が6か月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第19条 <u>企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

ふじみ野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例新旧対照表（附則第10項関係）

改正案	現行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>3 （略）</p>